

特定自主検査基準が制定されました

検査業者不正防止対策の強化

改正労働安全衛生法(令和7年法律第33号)により、特定自主検査は厚生労働大臣の定める基準に従って行うことが令和8年1月1日から義務付けられ、従来の推奨基準であった定期自主検査指針を踏まえ、「特定自主検査基準」(告示)が制定されました。

この変更に伴い、従前、基準に基づかない検査が認められた場合には、行政指導に留まっていたものが、令和8年1月1日以降、法令違反といった位置付けとなり、業務停止等の処分対象となります。新たな基準に基づく確実な検査の実施をお願いします。

特定自主検査基準の対象について

検査業者として行う、以下すべての機械に対する特定自主検査が対象となります。

- 動力プレス
- フォークリフト
- 車両系建設機械(基礎工事用)
- 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用)
- 車両系建設機械(コンクリート打設用)
- 不整地運搬車
- 高所者作業車
- 車両系建設機械(締固め用)



指針と告示について

定期自主検査指針は、検査の適切かつ有効な実施を図るため、推奨基準として定め、実施者や関係団体に指導してきたものであり、一般に指針に違反したこと自体に罰則等は発生しません。

一方、今回の告示は労働安全衛生法の委任を受けて定めるものであり、強制法規の一部としての効力を有するため、告示に違反した場合、行政罰の対象となれるものです。

今回の告示化にあたり、検査内容に変更点は生じていませんが、告示で定める検査内容が告示内容を満たしていなかった場合に、登録取消し・業務停止命令・改善命令等の処分対象となります。



告示化にかかるとのQ & A

問1 令和7年の労働安全衛生法の改正に伴い、特定自主検査指針(特自検指針)が特定自主検査基準(特自検基準)に代わることとなりましたが、検査業者が特自検を実施する上で何か留意すべきことがあれば教えてください。

答1 法令改正前の特自検では、特自検指針はガイドライン的な位置づけとされており、これに従わずに特自検を実施したとしても、法令違反に問われることはありませんでした。フォークリフトを例に説明すると、労働安全衛生規則第151条の21に規定されている9項目(原動機の異常の有無、動力伝達装置の異常の有無など)について有資格者が定期的に検査を行うことが法令上の義務であり、その検査方法や評価方法は、検査業者や検査者に委ねられていたものです。

一方、今回新たに制定され、令和8年1月1日から適用されることとなった特自検基準は、法令の一部をなす文書として位置づけられ、検査業者は、この基準に従って検査をすることが法令上の義務となりました(改正安衛法第45条第4項(注))。また、検査業者が特自検基準に従って検査を行わなかった場合には、厚生労働大臣又は地方労働局長(厚生労働大臣等)は当該検査業者に対し、特自検の方法等に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされました(改正安衛法第54条の6)。さらに、当該検査業者がこの命令に違反した場合には、厚生労働大臣等は、検査業者の登録の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとされました(改正安衛法第54条の7第2項)。

このように、今回の法令改正では、特自検基準に従って検査を実施することが義務化され、これに違反した場合、法令に基づく行政処分が課されることになったわけです。特自検の厳格化と言って差支えありません。しかしながら、特自検基準の内容は一部文言の整理等を除き基本的には特自検指針をベースとして制定されていますので、従来から指針に基づいて適切な検査を行ってきた検査業者においては特別の対応は不要です。従来どおりの検査を継続する限り、行政から法令違反に問われることはないと思われます。

(注)令和8年4月1日に施行される改正安衛法により第4項になります。改正前は第3項。

問2 新たに制定された特自検基準について、特自検指針から変更された点があれば教えてください。

答2 厚生労働省は、新たな特自検基準の運用に当たって、令和7年12月26日付け基発1226第2号「高所作業車特定自主検査基準等の制定等について」を発出しています。この中で、厚生労働省は特自検基準の内容等について、特自検指針からの変更点等として以下のような趣旨の記載をしています。

基発1226第2号通達(一部抜粋・要約) 特自検基準は、特自検指針における検査項目及び判定基準を踏まえて所要の文言整理等を行ったものであり、以下の(1)～(5)を除き、検査項目等が大きく変わるものではないこと。

特に、判定基準において「当該車体(又は機械)の構造及び性能に照らし、適正」等とされた項目については、特自検を行う者が、当該車体又は機械の製造者が定める基準値の範囲等を確認し、これに基づき判定するものですが、やむを得ず、当該基準値等が確認できない場合は、同種車体又は機械の基準値その他の検査項目を適切に判定することができる基準値等に基づき判定する必要があります。

- (1)各種エレメントの汚れ等に係る検査方法の見直し
- (2)バッテリーの電解液の検査方法の見直し
- (3)電動機の充電装置の検査対象の見直し
- (4)履帯の張り具合の検査方法等の見直し
- (5)動力伝達装置のカップリングの検査方法の見直し

■ 制度概要等



■ 都道府県労働局一覧



ご不明な点は、都道府県労働局にお問い合わせください。

都道府県労働局 検索